

岡崎市部活動指導ガイドライン

～持続可能な教育としての部活動の運営を目指して～



令和3年4月
岡崎市教育委員会

目 次

はじめに	…	1
I スポーツ庁・愛知県教育委員会策定のガイドラインの基本的な考えより		
1 部活動の教育的意義	…	2
2 部活動指導の在り方と基本姿勢	…	3
II 岡崎市における部活動指導ガイドラインについて		
1 部活動の状況	…	4
(1) 学校種ごとの現状		
(2) 岡崎市における課題		
2 今後の具体的な方針	…	9
(1) 部活動指導の変革方針		
(2) 適切な部活動運営		
(3) 適切な活動量（休養日や活動時間の設定）		
3 その他	…	12
(1) 保護者及び地域との連携		
(2) 安全の確保と緊急時の対応		
(3) 体罰の根絶		

○ 参 考

- ・運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月 スポーツ庁）
- ・部活動指導ガイドライン（平成30年9月 愛知県教育委員会）
- ・文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年12月 文化庁）
- ・運動部活動における熱中症事故の防止について（平成30年7月 スポーツ庁）
- ・部活動「申し合わせ事項」（平成30年3月 岡崎市小中学校長会）
- ・教職員の働き方に関する改善の方針（平成30年1月 岡崎市教育委員会）
- ・部活動指導の手引き（平成29年3月 豊橋市教育委員会）
- ・新しい時代の学校デザイン（令和2年12月 岡崎市教育委員会）

はじめに

部活動は、スポーツや文化・芸術及び科学に興味・関心のある子供たちが参加し、学校教育の一環として行われている。子供たちは、部活動を通して主体性を向上させたり、責任感や連帯感を身に付けたりするなど、部活動の教育的意義は大きい。

岡崎市における部活動は、小中学校ともに活発に行われている。全ての小学校で部活動が実施されており、その取組を通して培った様々な資質・能力等は、中学校に確実に引き継がれている。中学校では年間を通じた継続的かつ熱心な活動の成果が、子供たちの心の成長や体力の向上、また各種大会の入賞結果へとつながっている。長きにわたり岡崎の部活動が受け継がれているのは、岡崎の教師の情熱や努力があることは言うまでもない。しかし、そのことが教員の時間外在校等時間の増加を招いているのも事実である。

今、部活動の方向性やその在り方について、見直す時が来ている。国は「給特法」を一部改正し、教育職員の時間外在校等時間の上限を月 45 時間以内、年 360 時間以内と定めた。それを受け、愛知県は条例を一部改正し、令和 3 年 4 月 1 日より国に従って、業務量を適切に管理するよう定めた。岡崎市も国や県の方針に従い、「岡崎市立学校管理規則」を一部改正し、教職員の働き方改革を積極的に進めていく。

そこで、部活動においては、以下の 2 点を見直し、教育としての部活動の在り方を、この「岡崎市部活動ガイドライン」に示す。

- ① 子供の主体性を重視した活動について
- ② 未来志向の持続発展可能な部活動について

本ガイドラインの趣旨を踏まえた上で、各学校が適切で効果的な部活動の運営が行われることにより、更なる子供の健全な成長及び教職員のワーク・ライフ・バランスの実現が図られることを期待する。

I スポーツ庁・愛知県教育委員会策定のガイドラインの基本的な考えより

1 部活動の教育的意義

中学校の部活動は、学習指導要領（中学校）「総則」において、「学校運営上の留意事項」として、次のように位置付けられている。

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

また、小学校の部活動については、学習指導要領に定めはないが、中学校と同様に、文部科学省「小学校学習指導要領解説」において、次のように位置付けられている。

クラブ活動、運動部の活動は、スポーツ等の共通の興味や関心をもつ同好の児童によって行われる活動であり、体育の授業で学習した内容を発展させたり、異なる学級や学年の児童との交流を深めたりする等の成果が期待される。

以上のことから、スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、愛知県教育委員会「部活動指導ガイドライン」の趣旨をふまえ、本市では以下のように部活動の教育的意義を示す。

(1) 「生きる力」の育成

部活動は、スポーツ、文化・科学等に共通の興味や関心をもつ同好の子供たちによって行われる教育活動である。学校教育の一環として教育課程と関連付けながら適切に実施することで、教育課程内の活動（授業や学校行事等）では得られない貴重な経験ができる場となるとともに、子供の「生きる力」の育成につながる教育活動である。

(2) 自主性・社会性等の涵養

子供が個人や集団としての目的や目標をもち、主体的な活動を継続することにより、自己肯定感や責任感、自主的・自律的な心や自己を高める態度が養われる。また、学級の枠を超えた異年齢による集団活動を通して、思いやりの心や好ましい人間関係、連帯感等の社会性や公共心を育むことができる。

(3) 豊かな人間関係の構築や心身の健全育成

子供たちが同じ目標に向かって活動することで、仲間や指導者等との触れ合いを深め豊かな人間関係を築いたり、互いに切磋琢磨することを通じて心身ともに健全な子供の育成を図ったりすることができる。

(4) 生涯学習・生涯スポーツの基礎づくり

部活動は、活動に取り組む過程や結果において充実感や達成感を味わうことのできる活動である。共通の興味や関心をもつ子供が集い、スポーツ、文化・科学等に親しむことで、その楽しさや喜びを味わいながら、生涯にわたって学習したり、スポーツに親しんだりする等、豊かな生活を営む資質や能力を育むことができる。

2 部活動指導の在り方と基本姿勢

(1) 自主性の尊重

部活動は、主として授業後に行われ、特に希望する同好の児童生徒によって行われる活動であることから、児童生徒の自主性を尊重する必要がある。また、児童生徒に任せ過ぎたり、勝つことのみを目指したりする活動にならないよう留意する。また、児童生徒の自治的能力を育成するとともに、児童生徒がスポーツ活動や文化的活動の形成者として、生涯にわたって主体的に参画できる能力を育む。

(2) バランスのとれた生活や成長

部活動の教育的意義が十分発揮されるよう、児童生徒の個性の尊重と柔軟な運営に留意したり、児童生徒のバランスのとれた生活や成長のため、休養日や練習時間を適切に設定したりするなど、子供の現在及び将来の生活を見据えつつ、子供の学びと生涯にわたるキャリア形成の関係を意識した活動の展開を図る。

(3) 教育課程との関連

部活動は、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味・関心等をより深く追求する機会であることから、各教科等の目標や内容との関係にも配慮しつつ、児童生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなど、学校教育の一環として、教育課程との関連を図る。

(4) 子供の「安全の確保・健全な心身の育成」を大前提とした運営

学校教育活動の一環として行われる部活動において、顧問である教師は、安全配慮義務や注意義務を怠ることなく活動するとともに、成長期の子供の心と体への過度な負担にならないよう配慮した指導を心がけること。

(5) 指導・運営に係る体制の構築

校長は、今後の児童生徒数の変化等を踏まえ、子供の安全確保、指導内容の充実、教師の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を検討し、設置する。

(6) 合理的かつ効率的・効果的な活動

顧問である教師は、児童生徒の能力・適性、興味・関心等に応じつつ、健康・安全に留意した上で、子供の発達段階に応じて、その系統性を重視しながら合理的かつ効率的・効果的な活動が行われるよう配慮する。

Ⅱ 岡崎市における部活動指導ガイドラインについて

1 部活動の状況

(1) 学校種ごとの現状

市内では、学校の教育計画に基づき、学校の教育課程外で子供たちの自主的・自発的な参加により行われる運動部・文化部を、小中ともに全ての学校が設置している。

① 小学校における部活動

- 主な種目について、運動部では、ソフトボール、バレーボール、バスケットボール、サッカー、水泳、陸上が通年で活動している。また文化部では、合唱、金管バンド等が設置され、通年で活動している。
- 実施種目や活動方法（参加学年、練習期間及び活動時間等）については、市のガイドラインをもとに、各学校によって決定している。活動後の最終下校時刻は、日没時刻までに帰宅できるよう、安全面に配慮している。また、学期中の平日には1日以上の休養日を設けるとともに、休日の活動については土日のいずれかを休みとしている。なお、冬場（11月～1月）等には、活動を休止している学校もある。
- 運動部は、市・市教育委員会・市小学校長会・県中小学校体育連盟岡崎支所が主催する「岡崎市小学校体育大会」に参加している。岡崎市小学校体育大会には、「岡崎市小学校球技大会」「岡崎市小学校水泳大会」「岡崎市小学校陸上大会」がある。この他にも、各種競技団体が主催する大会に参加する部活動もある。また、文化部は、学芸会や敬老会等の学校行事で成果を披露したり、市・現職研修委員会音楽部が主催する「岡崎のハーモニー」や、各種団体が主催するコンクール、地域からの要請による地域の催しや行事等に参加し、日頃の練習の成果を発表したりしている。
- 児童の安全面等を考慮し、令和元年度から真夏の暑い時期の開催を取り止め、秋のキッズデイズ期間等に変更した。

② 中学校における部活動

- 主な種目について、県中小学校体育連盟に加盟して常設されている運動部は、軟式野球、卓球、サッカー、ソフトボール、ハンドボール、バレーボール、バスケットボール、ソフトテニス、剣道、柔道、弓道である。その他の種目として、新香山中学校のカヌー、東海中学校のアーチェリーがある。また、文化部としては、吹奏楽、合唱、美術、園芸、パソコン等があり、これらの文化部は通年で活動している。また、駅伝部については、これまで季節的部活動として、秋から冬にかけて活動していたが、教員の働き方改革にあわせて、活動方針や方法等について見直しが進められている。
- 学校によって、実施種目や活動方法（参加開始時期、練習期間及び活動時間等）に違いがある。各校は、日没時刻までに帰宅できるよう最終下校時刻を決めている。また、学期中の平日には1日以上 of 休養日を設けるとともに、休日の活動については、土日のいずれかを休みとしている。
- 定期テスト前の5日～1週間程度、各学校は「テスト週間」を定め、部活動の活動を休止し、定期テストに向けた学習時間の確保に努めている。
- 平成30年度より、岡崎市中学校校長会が定めた「部活動申し合わせ事項」により、始業前の活動（以下、「朝練習」と言う）を原則取りやめた。
- 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加によるものである。これまでは、教育的効果を高めたり、生徒の帰属意識を高めたりするため、全ての生徒がいずれかの部活動に所属することを推奨している学校が多かった。今後は自由参加制を促進し、空いた時間を子供の主体的な活動につなげていく。
- 実技指導に加え、教職員の代わりに生徒指導や対外試合の引率等を行うことができる「部活動指導員」を、令和元年度から全中学校に1名程度の配置を目標に、順次進めている。責任の重い職務を担うことから、教職経験者等、指導するスポーツ、文化活動等に係る専門的な知識・技能のみならず、学校教育に関する十分な理解を有する優れた人物の配置を進めている。
- 顧問を補助し、生徒が専門的な知識や技能を十分に身に付けることを目的とした「外部指導者」が配置されている。外部指導者は、年度当初に各中学校からの希望をもとに、学校規模等に応じて配置している。ただし、外部指導者のみでは、生徒を指導・引率することができず、大会では外部指導者は監督を務めることができない。
- 運動部は、市・市教育委員会・市中学校長会・県中小学校体育連盟岡崎支所が主催する「岡崎市中学校総合体育大会」、「岡崎市中学校市長杯総合体育大会」、「岡崎市中学校新人総合体育大会」に参加している。また、市長杯は、西三河中学校選手権大会岡崎・幸田支所予選会として位置付けられ、県大会・東海大会・全国大会につながる大会である。バレーボールやソフトボール等の団体競技、陸上や水泳等の個人競技からは、多くの生徒が全国大会出場を果たしている。さらに、学校に部活動は設置され

ていないが、相撲やバドミントン等の競技では、当該校の教職員が引率の下、地区大会や全国大会へ出場する生徒もいる。なお、多くの3年生は夏の大会をもって活動を終了している。さらに、各種競技団体が主催する大会にも参加している。特に、陸上、軟式野球、卓球等の競技では、年に多くの大会が開催されている。

- 真夏の開催となる市長杯は、空調設備がある屋内施設での実施、最も暑い時間帯の屋外での試合の中断等、生徒の安全面に十分配慮し、大会を運営している。
- 文化部は、文化祭等の学校行事で成果を披露したり、市・現職研修委員会音楽部が主催する「岡崎のハーモニー」や、各種団体が主催するコンクールやコンテスト、地域からの要請による地域の催しや行事等に参加し、日頃の活動の成果を発表したりしている。中には、地区大会で優秀な成績を収め、全国大会に駒を進める学校がある。
- 運動部、文化部ともに、上位大会に出場したり、優秀な成績を収めたりした生徒は、高等学校への推薦入学の対象となる等、その後の進路に影響することがある。

(2) 岡崎市における課題

① 子供にとって

ア. 過度な活動によるスポーツ障害の発生

過度な活動が長時間続くことで、スポーツ障害やバーンアウト（燃え尽き症候群）に陥る事例がある。運動部活動におけるオーバーユースに起因するスポーツ障害としては、オスグット・シュラッター病や疲労骨折等が挙げられる。

イ. ゆとりの時間、主体的な活動の減少

社会情勢の変化に伴い、子供の興味は多種・多様化しており、家庭での過ごし方は、以前に比べて過密化している。子供によっては、塾や習い事を通して学力を高めたり、自分が興味をもったことに打ち込んだりしている。そうした子供にとっては、家族と触れ合う時間や適切な睡眠時間が確保しにくく、主体的な活動の時間がもてないこともある。

ウ. 猛暑による熱中症等の健康被害

夏季の高温による熱中症防止の観点から、気象庁は、日中の最高気温が35℃を超えることが予測される場合に「高温注意情報」を発表し、運動を原則禁止としている。

② 保護者にとって

ア. 最終下校時刻後の活動における負担

特別な許可を得て最終下校時刻後に活動している部活動や、季節的に開設している駅伝部では、下校時における生徒の安全確保のため、保護者へ迎えを依頼している。

イ. 家庭への協力依頼による負担

大会や練習試合等が行われる度に、会場までの送り迎え、朝早くからの弁当準備などを保護者に依頼している。

ウ. 金銭面での負担

会場まで公共交通機関や貸切バス等で往復する場合には、金銭的な面での負担もある。また、部によっては用具や練習着等の購入や高度な練習に参加するためのセミナー代等を必要とする場合がある。

③ 教師にとって

ア. 多忙化

部活動は、授業後に活動することが多いことから、顧問を務めることで本来の業務である教材研究や授業準備、子供とじっくり向き合う時間が確保できていないなど、部活動が多忙化の一因となっている。

イ. 子供・保護者や地域からの過度な期待

保護者や地域からの期待に応えるべく、練習時間を確保している部活動がある。そうした活動は、時間的、肉体的な面で過度な負担を強いる場合がある。また、教員の中には、これまでに自分が経験したことや指導したことのない部活動の顧問を任された場合、子供や保護者からの期待に応えることができず、指導方法に迷いが生じたり、過度な負担を感じたりしている者がいる。

ウ. 大会日程や回数の過密化

中学校では、総合体育大会、市長杯等の大会を土日に開催している。このことによ

り、休息時間や余暇の時間等の確保が十分になされていない現状がある。

エ. 働き方改革

令和元年12月に、いわゆる「給特法」の一部改正が行われ、教職員の勤務時間以外の労働時間に、1か月45時間以内、1年間360時間という上限時間が定められた。このことにより、部活動指導の面でも、これまで以上に働き方改革を進めることが急務となっている。

2 今後の具体的な方針

(1) 部活動指導の変革方針

① 量から質へ

成長期にある児童生徒のスポーツ障害や事故を防ぎ、身体や心の疲労を回復するためには、活動量を適切に設定することが重要である。経験則に基づいた長時間に及ぶ活動から、科学的なデータ等に基づいた効率的・効果的な活動に転換する必要がある。

そこで、参加する大会、コンクール等の精選、効率的・効果的な活動方法の導入、休養日や活動時間の適切な設定等を考慮しながら活動計画を作成し、指導していく。

また、学校、児童生徒、保護者の間での相互理解の下、児童生徒の発達段階、健康状態、技能の習熟度、活動を行う場所や時間、安全確保の状況、気象状況等を総合的に考え合わせた、科学的・合理的な内容・方法により行われることが大切である。

② 主体性の重視へ

部活動は児童生徒の自主的、自発的な参加によるものであり、児童生徒自身による主体的な運営がなされることが望ましいことから、児童生徒自らが進んで部活動に参画できるような雰囲気・環境づくりをすることが肝要である。

③ 指示から支援へ

部活動の顧問は、児童生徒とのコミュニケーションを密にし、誰が、いつ、どこで、何を、どのような目的で、どのように行えばよいのか等、発達段階を踏まえつつ、児童生徒にしっかりと理解させるよう意識しなければならない。児童生徒が様々な役割分担を行い、より自立的で組織的な活動としていくことが求められる。

(2) 適切な部活動運営

① 組織的な運営体制の整備

○ 子供の成長や学業との両立に配慮した適切な部活動運営を行うため、校長を中心とする責任ある指導・運営体制の下、学校全体として組織的に指導、運営及び管理していく。

○ 学校は、岡崎市教育委員会が策定した本ガイドラインの趣旨を踏まえ、部活動の目標や運営方針を策定し、組織全体で共有するとともに、実態に応じて顧問会議を定期的に開催するなど、部活動の組織化を図る。

○ 学校は、部活動の運営方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載や学校通信等により公表したり、PTA総会等で保護者に説明したりする。

○ 顧問は、各学校で定めた部活動の目標や運営方針に従い、参加する大会・コンクール等を精選した上で、年間及び月間等の活動計画を作成し、校長に提出する。

○ 顧問は、子供の安全・安心が確保されるよう、健康管理や安全管理を徹底するとともに、スポーツ障害の予防、体罰の根絶、女子への指導に関する正しい理解に努める。

- 顧問は、顧問同士や部活動指導員、外部指導者等との運営方針等の共通理解を図り、生徒の過重負担にならないよう協議・調整をし、その管理・指導の下に協力して活動を進める。

② 活動計画の作成

活動計画の作成に当たっては、子供にとってバランスのとれた学校生活とすることや、スポーツ障害を予防する観点等から、以下の点を考慮しながら活動時間や練習日数、休養日を適切に設定する。また、PDCAサイクルによる振り返りを行い、改善を図る。

＜活動計画作成における留意点＞

- 顧問及び部活動指導員は、部活動の目的と目標の違いを理解し、ねらいに即した活動にする。
- 顧問及び部活動指導員は、子供の事故防止及び安全管理、健康管理に十分留意し、発達段階に応じた活動計画を立てる。
- 顧問及び部活動指導員は、勝利を追求するあまり、活動内容が高度過ぎたり、活動量が子供たちに過重な負担になったり、活動時間が長時間にわたり、睡眠不足など日常生活や学業に支障が出たりしないよう配慮する。
- 学校は、各種大会やコンクール等への参加・出場等については、普段の活動の成果を試す機会と捉え、大会等の主催者や意義等を考慮し、可能な限り精選するとともに、各部活動の年間計画に明確に位置付ける。

＜適切な活動計画の作成とPDCAサイクルによる振り返り＞

- 部活動の目標及び運営方針に従って活動計画を作成する。
- 活動計画の作成に当たっては、過度な活動とならないよう、児童生徒の発育・発達段階に応じた活動日数や活動時間を設定し、年間計画・月間計画を立て、児童生徒が活動の見通しを持って活動できるよう配慮する。また、試合期、充実期、休息期に分けて計画を立てるなど、活動に強弱をつけることも必要である。
- 活動後には、「P（計画）D（活動）C（点検）A（改善）」サイクルを活用した振り返りを行い、改善に努める。

（3）適切な活動量（休養日や活動時間の設定等）

子供のバランスのとれた学校生活や成長の保障及びスポーツ障害の予防の観点等から、スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、愛知県教育委員会「部活動指導ガイドライン」、岡崎市教育委員会「教職員の働き方に関する改善の方針」「新しい時代の学校デザイン」を踏まえ、子供の発達段階に応じて、部活動における休養日及び適切な活動時間等を設定し、子供や教職員の心身の疲労回復や負担軽減を図る。

① 小学校の活動

○ 平日の練習について

- ・週4日以内の活動日とする。
※2日間の休業日を設けることが望ましい。
- ・活動時間は、2時間以内とする。
- ・始業前は、活動をしない。
- ・活動時間を週4時間以内、活動日数を原則週2日制や週3日制に向けた取組を進める。

○ 週休日（土・日）、祝日の練習について

- ・土曜日、日曜日のいずれかは、原則「休業日」とし、両日ともに練習日、練習試合としない。
- ・毎月「第3日曜日<家庭の日>」は、原則、年間を通して「休業日」とする。
- ・活動時間は、3時間以内とし、長時間〔終日〕練習はしない。なお、練習試合や大会への参加等により活動時間が長くなる場合には、気象状況や児童の健康状態を考慮した範囲内とする。

○ 長期休業中の練習について

- ・土曜日、日曜日については、原則、活動しない。
- ・活動時間は、3時間以内とし、長時間〔終日〕練習はしない。なお、練習試合や大会への参加等により活動時間が長くなる場合には、気象状況や児童の健康状態を考慮した範囲内とする。

<留意点>

- ・大会への参加等でやむを得ず土日ともに活動する場合には、代替休業日を設定する。
- ・日没までに帰宅できるように活動を終え、安全に帰宅できるようにする。
- ・選手輸送、部員移動については、原則として公共交通機関を利用し、必ず顧問の引率の下で移動させる。
- ・顧問は、週1回以上の休みを取るようにする。＜労働基準法の規定より＞

② 中学校の活動

○ 平日の練習について

- ・週4日以内の活動日とする。
- ・活動時間は、2時間程度までとする。
- ・始業前は、原則として年間を通して活動をしない。
- ・活動時間を週4時間以内、活動日数を原則週2日制や週3日制に向けた取組を進める。

○ 週休日（土・日）、祝日の練習について

- ・土曜日、日曜日のいずれかは、原則「休業日」とする。
- ・両日ともに練習日、練習試合としない。
- ・毎月「第3日曜日<家庭の日>」は、原則、年間を通して「休業日」とする。

- ・活動時間は、3時間程度までとし、長時間〔終日〕練習はしない。なお、練習試合や大会への参加等により活動時間が長くなる場合には、気象状況や生徒の健康状態を考慮した範囲内とする。

○ 長期休業中の練習について

- ・土曜日、日曜日については、原則、活動しない。
- ・活動時間は、3時間程度までとし、原則、長時間〔終日〕練習はしない。

○ 練習試合について

- ・原則として愛知県内での実施とし、宿泊はしない。

<留意点>

- ・大会への参加等でやむを得ず土日ともに活動する場合には、代替休業日を設定する。
- ・日没までに帰宅できるように活動を終え、安全に帰宅できるようにする。
- ・選手輸送、部員移動については、原則として公共交通機関を利用し、必ず顧問の引率の下で移動させる。
- ・「臨時的部活動」「季節的部活動」についても、原則として常設部活動の活動に準ずる。
- ・顧問は、週1回以上の休みを取るようにする。＜労働基準法の規定より＞

3 その他

(1) 保護者及び地域との連携

① 保護者の理解・協力

- 部活動は学校教育の一環として行われており、日常の教育活動や学校行事などと同様に、保護者の理解を得る必要がある。顧問である教師は、日頃から保護者との信頼関係を築き、子供たちの活動が充実したものになるように心掛ける。
- 学校は、部活動について保護者に積極的に情報を発信したり、保護者会の機会等を利用して、指導方針や活動計画を保護者に周知することで、保護者からの理解を得た部活動運営に努める。

② 地域との連携

- 専門的な指導を求める子供や保護者のニーズに応えつつ、教員の負担軽減を実現するために、地域の専門性を有する指導者から指導・助言を得ることは有効である。
- 外部指導者として、地域人材の協力を得るためにも、学校は、部活動について地域に積極的に情報を発信し、学校と地域社会との連携に努める必要がある。
- 学校は、地域人材を活用するに当たり、部活動が学校管理下で行われる教育活動の一環であることを踏まえ、外部指導者に対して、部活動の運営方針や学校の教育活動の教育的意義等について十分に理解を得た上で、適切な指導に当たるよう働きかけなければならない。

(2) 安全の確保と緊急時の対応

① 安全の確保

- 健康の保持増進には、年齢、生活環境等に応じた運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を実践する必要がある。部活動においても、好ましい人間関係の構築やバランスのとれた生活や健やかな成長のために、顧問である教師は、健康・安全等に留意した適切な活動を行う。
- 学校は、熱中症を予防するため、高温や多湿時にはWBGT値（熱中症指数）にも留意し、十分に水分や塩分が補給できる休憩時間を確保するとともに、適切な睡眠時間を確保するよう家庭へ依頼するなどして、子供の健康管理を徹底する必要がある。
- 顧問は、落雷等による事故を避けるため、急激な天候の変化にも迅速に対応する。
- 学校及び顧問は、活動場所の施設・設備、道具等について、管理を適切に行うとともに、常にその状態を把握し、必要に応じて臨時の安全点検を実施するなどして事故防止に努める。

② 緊急時の対応

- 緊急の事態や不測の事態にも対処できるよう、顧問不在の中で活動しないこと。競技種目や活動内容によっては、顧問の適切な人数や配置場所を確認すること。
- 校内で事故が発生した場合に備え、「緊急連絡体制」を作成し、速やかに管理職等に第一報が入るようしておくこと。また、医療機関で受診するための道筋を確立させておくこと。
- 事故が発生した後には、速やかに管理職及び顧問によって事故原因を分析し、安全管理と指導の在り方について点検するとともに、再発防止対策を早急に講ずる。

<具体的な緊急時の対応>

① 熱中症対策

- 熱中症は、運動部活動以外の部活動や、屋内においても発生している。また、体がまだ暑さに慣れていない時期、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度等その他の条件により発生している。
- 管理職及び指導者は、天候・気温等と子供の前日の健康状態・活動前の様子を確認し、異常がなければ活動を開始する。活動中も子供の様子を常に把握するとともに、活動後は異常の有無を確認する。
- 熱中症等の対応については顧問で共通理解を図り、応急手当の研修を実施したり、連絡（学校医、消防署、教育委員会、家庭等）の分担を明確にしたりして、救急体制を確立しておく。また、日頃から児童生徒に熱中症についての知識・予防等について啓発しておく。
- 気象庁から岡崎市に高温注意情報が発せられた場合、その時間帯における屋外の活動を原則として行わない。
- 高温や多湿時においては、暑さ指数(WBGT)を参考に活動中止等の対策を講じる。
- 広域的な大会等にやむを得ない事情により参加する場合には、参加生徒の適切な選別、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦者の軽装や着帽等、子供の健康管理を徹底する。熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底する。
- 炎天下における長時間の指導を避けることや、時間や場所を配慮しながら休憩をしっかりととり、体を冷やす工夫を行う。また、体育館や空調のない音楽室等の活動では、風通しを良くするなど、環境に十分配慮する。
- 児童生徒の年齢や体調を考慮し、健康を最優先に考えた計画、運営、個に応じた対応に取り組む。

② アナフィラキシー・ショック対策

- 食事直後の運動により、アナフィラキシー・ショックが起きる場合があるため、始業前の活動や昼食後の活動等においては十分注意する。
- 子供にアナフィラキシーの症状が見られる場合には、エピペンの手配等の対応にあたる。

③ 落雷事故対策

- 厚い黒雲が頭上に広がった際には、雷雲の接近を意識する必要がある。雷鳴はかすかであっても危険信号であり、雷鳴が聞こえるときは、落雷を受ける危険性があるため、すぐに安全な場所（鉄筋コンクリートの建物、自動車、バス、列車等の内部）に避難する等の措置を講じる。
- 雷鳴が聞こえなくても突然落雷が発生する場合があることや、雷鳴が聞こえなくなっても20分くらいは落雷の危険があることにも留意する。

④ 光化学スモッグ対策

- 光化学スモッグ注意報が発令した場合には、屋外での活動を控える。
- 光化学スモッグの影響を受けやすいのは、直接外気に触れる目と空気が通る呼吸器である。目の痛みや咳などの症状が見られた場合は、洗眼やうがいをする。皮膚にかゆみを訴えた場合には、流水で洗い流す。呼吸困難などの重たい症状が出た場合は、病院での受診が必要である。
- 昼前から夕方にかけての時間帯は、最も注意が必要である。また、曇りの日でも風がない日は、光化学スモッグが発生しやすいので注意する。

(3) 体罰・暴言の根絶

体罰は、違法行為であるのみならず、子供たちの心身に深刻な悪影響を与え、顧問及び学校への信頼を失墜させる行為である。体罰により正常な倫理観を養うことはできず、逆に、子供に力による解決への志向を助長させたり、いじめや暴力行為等の連鎖を生んだりする恐れがある。

<体罰等の許されない指導の例>

- ・ 顧問の指示に従わない子供の頬を殴打する。
- ・ 長時間にわたっての正座・直立等特定の姿勢の保持をさせる。
- ・ 熱中症の発症が予見され得る状況下で水を飲ませずに長時間ランニングをさせる。
- ・ 柔道で子供が受け身をできないように投げたり、まいったと意思表示しているにも関わらず攻撃を続けたりする。
- ・ 剣道において防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。
- ・ 子供の人格等を侮辱したり否定したりするような発言やパワーハラスメントと判断される威圧・威嚇的発言を行う。
- ・ 特定の子供に対して、独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。